



安全第一

建設現場 年末無災害運動月間

～令和8年の新年を笑顔で迎えよう～

令和7年

12月1日～12月31日



無災害で
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署

秋田労働局建設現場年末無災害運動月間(令和7年12月)実施要領

1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎える作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が特に必要です。

また、冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した自然災害が全国的に多発し、これらへの対策も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を「建設現場年末無災害運動月間」～令和8年の新年を笑顔で迎えよう～と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、啓発等を実施します。

2 現場における重点実施事項



経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施

3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施



2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での作業時の足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具(安全帯)の使用等の徹底
- ② 適切な墜落制止用器具(安全帯)の使用、保護帽(ヘルメット)の着用の徹底
- ③ 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ④ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ⑤ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立て、解体時における墜落防止対策を徹底

3 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の策定による安全作業の確保、有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立ち入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触防止、機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底



4 土砂崩壊災害の防止

- ① 挖削工事における土止め支保工の設置の徹底等
- ② 作業前等における地山の点検の実施

5 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等



6 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

7 不安全行動による災害の防止

- ① 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない」職場風土づくりの推進
- ② 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止

8 職業性疾病の防止

- ① マンホール等における酸欠等のおそれのある箇所に立ちに入る場合の酸欠防止対策及び硫化水素へのばく露防止対策の徹底
- ② 建築物等の解体、改修工事における石綿ばく露防止対策の確実な実施
- ③ アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底

